

○宇都宮大学日光自然ふれあいハウス規程

(平成 20 規程第 89 号)

改正 令和 2 年 規程第 86 号 令和 6 年規程第一号

(設置及び目的)

第 1 条 宇都宮大学農学部附属演習林日光演習林内に、宇都宮大学日光自然ふれあいハウス(以下「ハウス」という。)を置く。

2 ハウスは、宇都宮大学(以下「本学」という。)の学生及び国立大学法人宇都宮大学(以下「法人」という。)の職員等が日光及び日光周辺の自然を学び、体験し、教育・研究や社会貢献活動等を行う場を提供することを目的とする。

(使用の範囲)

第 2 条 ハウスは、次の各号に掲げる場合の使用に供する。

- (1) 本学の教育課程により実験・実習又は教育・研究を行う場合
- (2) 本学の学生又は法人の職員が企画する教育・研究又は社会貢献活動を行う場合
- (3) 本学の学生又は法人の職員が自然体験活動を行う場合
- (4) 本学及び法人以外の機関(以下「他大学等」という。)の学生が、日光演習林における実験・実習又は教育・研究を行う場合
- (5) 他大学等の職員等が、実験・実習又は教育・研究を行う場合
- (6) その他次条第 1 項に規定する者が適当と認めた場合

(管理運営)

第 3 条 ハウスに所長を置き、学長をもって充てる。

2 所長は、ハウスの管理運営を掌理する。

(事務)

第 4 条 ハウスに関する事務の総括は、財務部財務課の協力を得て、学務部修学支援課において処理する。

(雑則)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、ハウスの使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 規程第 86 号)

この規程は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 規程第一号)

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。